

**電子船荷証券に関する商法改正
（「商法（船荷証券等関係）等の改正に関する要綱」）
について**

**2024年10月
池山明義**

目 次

第1 本改正要綱に至る経緯－なぜ今改正が目指されるのか

第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

第3 本改正要綱の意義－何が変わる・変わらないのか

参考資料

- ・ 要綱 https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044_00004.html
- ・ 要綱・MLETR対照表 https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00255.html 参考資料16-3
- ・ 英国 Electronic Trade Documents Act 2023 <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/38/contents>

第1 本改正要綱に至る経緯—なぜ今改正が目指されるのか

- 1 電子BL利用の歴史と現状
- 2 本改正要綱に至る経緯
- 3 なぜ今改正が目指されるのか

第2 本改正要綱の内容—電子BLをBLと認知するだけではないのか

第3 本改正要綱の意義—何が変わる・変わらないのか

第1 本改正要綱に至る経緯ーなぜ今改正が目指されるのか

1 電子BL利用の歴史と現状

■ 歴史 構想は1980年代から

- 1990年 電子BLのためのCMI規則
- 1999年 Boleroの商用利用開始 TEDIの実証実験
- 2010年 IGによるBoleroとessDOCS(現ICE)承認 現在10社超

■ 現状 利用実績は多くないが相応にあり、今後急激に増える可能性もある

- 2021年段階 法務省調査(船会社約20箇所)
 - 荷主から発行依頼を受けたことがある 約1/2
 - 直近約1年間で電子BLを発行した 約1/4 (発行件数は30件/年、10件/年、数件/月等)
- 2023年2月 DCSA(Digital Container Shipping Association/世界のコンテナ船社9社加盟)が2030年までに100%電子BL化を宣言 おそらく電子SWBも含む
- 但し概念的には「規約型電子BL」=システム(プラットフォーム)提供者が策定した規約に同意(そこで電子BLの効力を承認)する形での参加

第1 本改正要綱に至る経緯ーなぜ今改正が目指されるのか

2 本改正要綱に至る経緯

■ 前史・海外

- 2017年7月 UNCITRAL(国連国際商取引法委員会)
MLETR(電子的移転可能記録に関するモデル法)採択 ※検討開始は2011年
- 2021年4月 G7 デジタル・技術大臣会合 大臣宣言
UNCITRALでの取組を支援しMLETRと互換性のある法的枠組の採用を促進
- 2023年7月 英国 Electronic Trade Documents Act 2023



■ 前史・国内

- 2017年 ブロックチェーンを適用した貿易実務デジタル化に向けたコンソーシアム発足
(事務局NTT Data)
- 2020年10月 経団連「改訂Society 5.0の実現に向けた規制・制度改革に関する提言
ー2020年度経団連規制改革要望」No.63
- 2021年1月 規制改革推進会議・投資等WG第7回 6月 答申 II.3.(2)



第1 本改正要綱に至る経緯ーなぜ今改正が目指されるのか

2 本改正要綱に至る経緯

■ 具体的検討

- 2021年4月 商事法務研究会「商事法の電子化に関する研究会(船荷証券)」
<https://www.shojihomu.or.jp/list/denshika-funani>
- 2022年4月 法制審議会商法(船荷証券等関係)部会
中間試案 2023年3月 https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00192.html
要綱案 2024年8月
- 2024年9月 法制審議会総会 要綱採択・答申
- 今後 商法等改正案を法務省が作成し内閣提出法案となる見込み
時期未定

第1 本改正要綱に至る経緯ーなぜ今改正が目指されるのか

3 なぜ今改正が目指されるのか

- 貿易手続全般の電子化における最後のピース
 - 商流(売買)、物流(運送)、金流(決済)全般 付随する各国諸手続の電子化の高度化
 - 1980年代以降 BLについても各社が徐々にBL発行迄・回収後のシステム構築・高度化
⇒ 荷主側での流通部分のみが紙
 - BLだけの電子化は意味がないが BLだけ紙でしか不可ということもあり得ない
⇒ 契約ベースでの対応＝規約型電子BLでの対応が25年前から徐々に先行
- ↓
- 契約的処理を超えた法律的認知の要請の高まり
⇒ 規約型電子BLの参加当事者以外との関係
- 電子SWB(Sea Waybill 海上運送状)だけでは対応できない売買契約の存在？

第1 本改正要綱に至る経緯—なぜ今改正が目指されるのか

第2 本改正要綱の内容—電子BLをBLと認知するだけではないのか

- 1 はじめに—なぜこんなに時間がかかったのか
- 2 改正の対象—なぜBLだけか
- 3 電子BLの要件—電子BLとは何か
- 4 電子BLと紙BLとで同様の規律—機能的同等性の確保
- 5 電子BLに特有の規律

第3 本改正要綱の意義—何が変わる・変わらないのか

第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

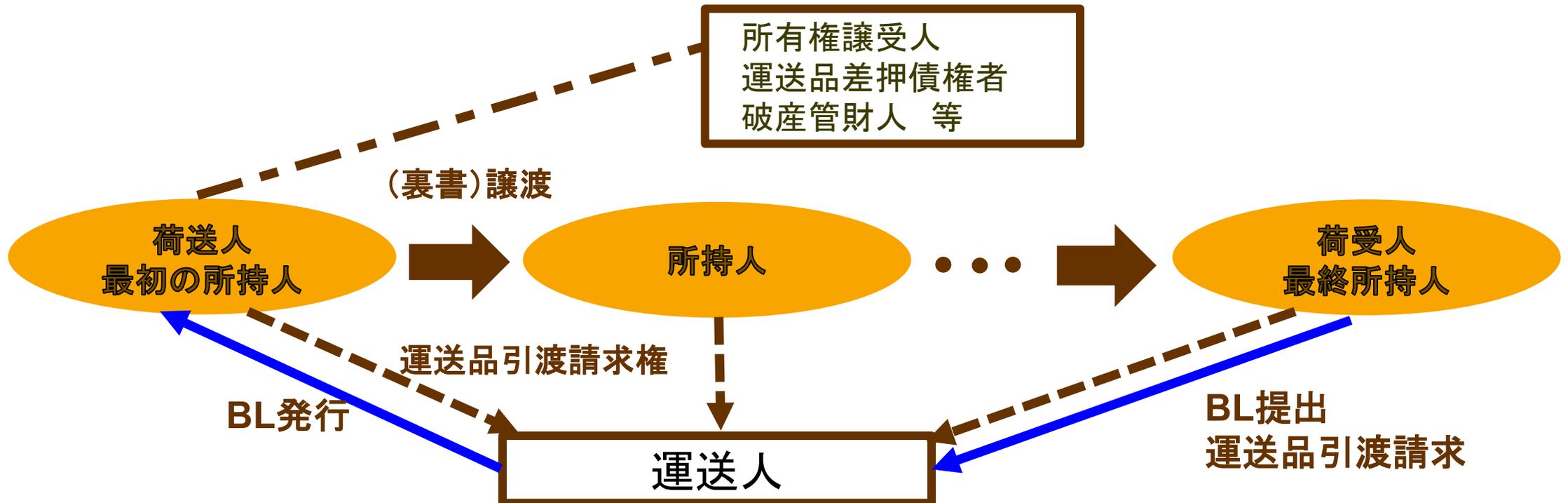
1 はじめに－なぜこんなに時間がかかったのか

- 前記WGでの河野規制改革担当大臣発言(要旨)
 - 国際的な電子的なルールがどうなっているかにかかわらず、少なくとも紙でやれと書いてある日本の法律を電子でもいいよと改めるのは、デジタル元年と言われている今年(注:2021年)にやらなければ駄目。～別に電子でやれと言っているわけではなくて、電子でもいいというルールの法律の改正だけをしておこうと言っているのだから。
- 法制審部会最終回での藤田部会長発言(要旨)
 - 船荷証券や倉荷証券の電子化のための法制度を構築するに当たっては、
 - (1) 国際的なルール(≒MLETR)と調和する形で
 - (2) 紙の船荷証券や倉荷証券との機能的な同等性を確保すること それと同時に
 - (3) 我が国の既存の法体系との整合性を失わないようにすること さらに
 - (4) ブロックチェーン技術など昨今のデジタル状況の変化や将来の進展にも対応できるような形とすることなど、多岐にわたる要請を満たす解決策を求めるといふ非常に困難な課題を検討する必要がありました。

第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

1 はじめに－なぜこんなに時間がかかったのか

- 河野発言は書類提出者⇔受領者の1対1関係を想定 実際にはBLをめぐる法律関係はもっと複雑



第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

2 改正の対象－なぜBLだけか

■ 改正の対象

- 船荷証券 ⇒電子船荷証券記録(第1部)
- 複合運送証券 ⇒電子複合運送証券記録(第2部第1)
- 倉荷証券 ⇒倉荷証券記録(第2部第2)

■ 他との比較

- MLETR 移転可能文書 ⇒電子的移転可能記録
- 英国 ETDA 2023 貿易書類 ⇒電子的貿易書類

日本では上記以外については

- もともと紙の書類自体についても法律の規定なし
- 電磁的記録だから不可との理由は最初からない

第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

3 電子BLの要件－電子BLとは何か

- **電子BL(電子船荷証券記録)の要件(第1部 第1の1～2)**
 - (1) BLの記載事項を記録した電磁的記録のうち
 - (2) 特定情報処理システムにおいて作成・管理されたものであって
 - (3) 当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が運送人又は船長の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置がとられているもの
- 単なるPDFでは不可 電子BLと称しさえすればよいわけではない
- 実務上利用される規約型電子BLはこれら要件を満たすと想定されている

第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

3 電子BLの要件－電子BLとは何か

(1) BLの記載事項を記録した電磁的記録

- 記載事項はBLと同一
- Received/Shippedの区別あり On Board Notationもありうる(第1部 第3)

(2) 特定情報処理システムにおいて作成・管理されたもの

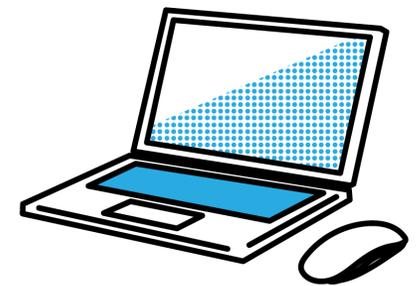
- 特定情報処理システムの要件
 - 電子船荷証券記録を作成管理するために用いられる**情報処理システム**であって
 - 電子BLの「支配」(≡占有・所持)及び「提供」(≡交付・引渡)に係る事項を適正かつ確実にを行うために必要な**技術的措置**がとられているもの
- ※ 「支配」の定義の要否及び内容につき中間試案前から法制審部会ではかなり議論あり
中間試案後には「支配」「提供」双方について政府部内でもかなりの議論があった模様
最終的には部会の最終段階で事務当局(法務省)が提示した原案をそのまま採用 後述

第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

3 電子BLの要件－電子BLとは何か

(2) 特定情報処理システムにおいて作成・管理されたもの(承前)

- **情報処理システム**とは？ 要綱には定義なし 下記は参考 情報処理の促進に関する法律 の定義
 - 電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたもの
 - 情報処理 電子計算機(計数型のものに限る。以下同じ。)を使用して、情報につき計算、検索その他これらに類する処理を行うこと
 - プログラム 電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたもの
- 必要な**技術的措置**の要件
 - 電子BLとしての効力を有する電磁的記録を識別することができる措置
 - 電子BLの記録情報が変更消去された場合に履歴を記録保存する措置
 - 信頼性を確保するための措置 等



第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

3 電子BLの要件－電子BLとは何か

(3) 当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が運送人又は船長の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置がとられているもの

- 所謂 電子署名(中間試案 第1部 第3の3注)を想定 要件はかなり緩やか

電子BL記録情報について行われる措置であって次の各号に該当

- 1 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
- 2 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

3 電子BLの要件－電子BLとは何か

■ MLETR 電子的移転可能記録(electronic transferable records)

2条、10条～12条 定義の体裁になっていない



- 電子的記録 2条 日本法の電磁的記録に相当
- 移転可能文書(所持人が権利の履行請求及び権利の移転をできる文書)に含まれる情報を含む
- 原本識別性／支配可能性(排他性・支配者識別性)／完全性(変更の保存)につき信頼性ある手法を使用



■ 英国 ETDA 2023 電子的貿易書類(electronic trade document) 2条

- 紙の貿易書類(貿易／運送／それらの金融に用いられる権利の履行請求には所持が要件となる文書)に含まれる情報を含む
- 原本識別性／無権限改変への耐性／排他支配性／支配者識別性／移転による前主の支配喪失につき信頼性ある手法を使用

第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

4 電子BLと紙BLとで同様の規律－機能的同等性の確保

(1) 基本的概念の設定

- 占有・所持にかわる「支配」(第1部 第1の3)
 - 特定情報処理システムにおいて、特定の者のみが電子船荷証券記録に記録されている運送品に係る権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができる状態にあること
- 交付・引渡にかわる「提供」(第1部 第1の4)
 - 特定情報処理システムにおいて、運送人若しくは船長又は電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者(＝支配者)が、その指定する者が当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者となるようにするための措置をとること
- 裏書にかわる「電子裏書」(第1部 第1の5, 第5)
 - 白地式裏書もあり得る
 - ※ 白地式裏書可能なシステムを要求する訳ではないが、システム上可能かつ現にされたときに、法が紙BLにおけるそれと同様の効力を付与する

第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

4 電子BLと紙BLとで同様の規律－機能的同等性の確保

(2) BL関連規律の基本的準用

- BL関連の規定を基本的に準用(第1部 第7)
- BLと同じ4類型 **それに応じた譲渡方式**(第1部 第4, 第7)
 - 指図式(民法520条の2・商法762条相当) = Order BL + Straight BL **電子裏書 + 提供**
 - 記名式所持人払式(民法520条の13相当) = ? **提供**
 - (その他の)記名式(民法520条の19相当) = “non negotiable” Straight BL
民法上の指名債権譲渡(467条 = 運送人宛通知等) 受戻証券性あり事実上困難
 - 無記名式(持参人式)(民法520条の20相当) = Bearer BL **提供**
- ※ **そもそもどの種類のBLを出すかも運送契約の内容と解される**
- ※ **4類型が可能なシステムを要求する訳でもないが、それがシステム上可能かつ現に発行されたときに、法が紙BLと同様の効力を付与する**

第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

4 電子BLと紙BLとで同様の規律－機能的同等性の確保

(3) 議論があった点

- 記名式所持人払式BLなどあり得るのか？

電子BL立法に際し敢えて明記する必要性は？

「記名式の電子船荷証券記録(当該電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者(=支配者≡所持人)に運送品を引き渡す旨が付記されているものに限る。)」(第4の2)

⇒ 電子裏書(≡裏書)のない単なる提供(≡交付)で権利譲渡可能

- 指図証券の「提示」(≠提出)による履行遅滞？(第7・民法520条の9)

cf 受戻証券性(商法764条)との関係 概念的には別次元

- 電子BLにおける「提示」概念をどのように定義するかは未確定

第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

4 電子BLと紙BLとで同様の規律－機能的同等性の確保

■ MLETR



- 移転可能文書の書面性の要求につき
 - 電子的移転可能記録の情報が参照用にアクセス可能なら充足 8条
 - 署名必要な場合も作成者識別性及び意思確認につき信頼性ある手法あれば充足 9条
- 実体法的規律(権利の中身・内容に関する規律) なし
 - 移転可能文書に関する実体法的規律は凡そ検討外 各国法で区々が前提

■ 英国 ETDA 2023



- 電子的貿易書類につき
 - 所持(占有)／裏書／引渡(占有喪失)可 3条1項
 - 紙の貿易書類と同様の効力 3条2項
- 実体法的規律(権利の中身・内容に関する規律) 上記包括規定のみ
 - 基本的には判例法

第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

4 電子BLと紙BLとで同様の規律－機能的同等性の確保

- 何れも実質的には同一内容を志向＝機能的同等性
 - しかし前提となる紙の文書に関する実体法的規律の存否・内容に差異あり
- 日本で英国法的アプローチが採用されなかった理由
 - 初期の法制審部会(第2回)での松井委員発言(要旨)

電子的船荷証券につき、「物」である船荷証券と機能的同等物であれば解釈上又は法律上船荷証券とみなすことは、イギリス的ですが、あり得ると思います。ただ他方で、ある概念は、その概念を使ったほかの概念との関係で法体系として全体としてバランスをとっているところがあるわけです。やはりわが国の法体系は、物とは何かという概念をきちんと確定している。強制執行の場面でも、有体物とそうでないものは厳格に分かれていて、安易に機能的に読み替えてしまうと、ほかのところにも全部波及してきてしまうということがあります。法体系は、全体として他の法律の概念を使いながらバランスをとっているもので、やはり軽々に機能的に読み替えることはできない場合があるという気がしています。

第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

5 電子BLに特有の規律

(1) 紙BLとの差異に応じた異なる規律

- 最初のReceived BLの段階で電子BLであれば
その後Shipped BLへの交換を請求する際にも当然電子BL(第1部 第2)
Cf. 実務的にはReceived⇒Shippedの交換は稀だが法的には可能 On board Notation(はその代替的手段という位置づけ(757条2項、758条2項))
- 通数概念はない(or 当然1通)(第1部 第3の1)
- 喪失時の公示催告・除権決定制度なし(第1部 第7・民法520条の11の不適用)
- 電子BL上の権利に対する強制執行(第1部 第9)
Cf. 紙BLの場合は原則として紙への動産執行(民事執行法122条)
 - 概念的には「動産(貨物)の引渡を目的とする債権に対する強制執行」(同法143条、163条)
 - 商法764条との調整 債権者に債務者に対する電子BL提供(=支配移転)請求権 を付与

第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか

5 電子BLに特有の規律

(2) 紙BL⇔電子BLの転換の要件と効果(第1部 第8)

■ 要件

- 権利者たる支配者・所持人と発行者たる運送人双方の同意を要する
- 転換の事実は転換後BL・電子BLの要記載事項
- 転換時の支配者・所持人名は任意的記載事項(予定)

■ 効果

- 転換時の支配者・所持人までの電子裏書・裏書の連続＝権利者推定

■ (1)はMELTRや英国法に言及なし

■ (2)はMETERや英国法には言及あるが要件の2点目以外は記載なし

- 第1 本改正要綱に至る経緯－なぜ今改正が目指されるのか
- 第2 本改正要綱の内容－電子BLをBLと認知するだけではないのか
- 第3 本改正要綱の意義と今後－何が変わる・変わらないのか
 - 1 理論的意義
 - 2 将来の実務への影響

第3 本改正要綱の意義と今後一何が変わる・変わらないのか

1 理論的意義

- 電子BLを日本法の体系の下で法的に認知
 - 日本法にはBLに関する実体的規律（民法の有価証券に関する規定、商法の船荷証券に関する規定）が相当数あるため（かつ単純な包括的準用では上手くいかないと考えられたため）対応して電子BLに関する規定も相当数になる見込み
 - しかし実体法的規律の変更を意図しているわけではない
- 海事法以外との関係
 - 電磁的記録の「支配」「提供（＝支配の移転）」概念を創出

第3 本改正要綱の意義と今後一何が変わる・変わらないのか

1 理論的意義

■ 荷主(電子BL支配者)の貨物に対する所有権の確保

- もともとの経団連要望の主たる理論的理由

商法の所謂BLの処分証券性+物権的効力を電子BLにも及ぼす

商法 761条(運送品に関する処分) 763条(船荷証券の引渡し)の効力)

⇒ 電子BLの支配を確保すれば運送人に対する引渡請求権だけではなく当該運送品に関する所有権を確保できる

Cf. 民法による原則的な動産物権変動の対抗要件

民法 178条(動産に関する物権の譲渡の対抗要件) 184条(指図による占有移転)

⇒ 所有権移転を別途受けた(と主張する者)が直接占有者たる運送人に指示をして承諾を受ければ そちらが優先する

- 実際に問題になるのはA.当該電子BL支配者と、B.①運送品に対する差押債権者(≠電子BL上の権利の差押債権者)や②従前の荷主の破産管財人等との関係であろう

第3 本改正要綱の意義と今後一何が変わる・変わらないのか

1 理論的意義

商法

(運送品に関する処分)

第761条 船荷証券が作成されたときは、運送品に関する処分は、船荷証券によってしなければならない。

(船荷証券の引渡しの効力)

第763条 船荷証券により運送品を受け取ることができる者に船荷証券を引き渡したときは、その引渡しは、運送品について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。

民法

(動産に関する物権の譲渡の対抗要件)

第178条 動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しが無ければ、第三者に対抗することができない。

(指図による占有移転)

第184条 代理人によって占有をする場合において、本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その第三者がこれを承諾したときは、その第三者は、占有権を取得する。

第3 本改正要綱の意義と今後一何が変わる・変わらないのか

1 理論的意義

- 日本法のみを単独で改正することの意味
 - **そもそもBLの発行・流通・回収をめぐる点についての国際条約は不存在** (Cf. BLに表章されている運送契約(運送人の責任)に関する国際条約=Hague-Visby Rules等とは次元が異なる)
 - それでも各国大同小異という前提で実務が回っている

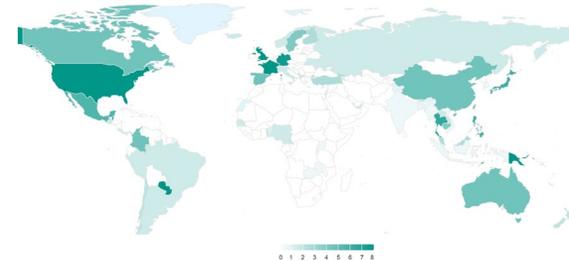
↓

 - **各国法がBLを認知しているように 各国法が電子BLを認知する** ことは電子BL利用促進にとり有益ではないか
- 外国法準拠の電子BLへの適用
 - 現在の規約型電子BLの発行・移転の準拠法(≠電子BLに表章された運送契約の準拠法)は基本的に外国法 しかし規約当事者以外の関係で日本法が適用法となる場合もありえ、その際にも当該電子BLの電子BLとしての効力は否定されないのではないか

第3 本改正要綱の意義と今後一何が変わる・変わらないのか

2 将来の実務への影響

- まだ要綱段階 法改正はしばらく先
- 一義的・直接的にはない？
 - 規約型電子BLの「規約」(の全部または一部)は不要になる？
- 日本その他各国法による法的な認知による安心感から電子化を促進？
 - 各国それぞれの電子化 MLETR準拠と言いつつ体裁上は区々のようではあるが
 - バーレーン、シンガポール、米国(UCC)、英国、ドイツ、フランス…
- 電子化が促進されたとしてどうなるか？
 - 各システム(プラットフォーム)間のinteroperability？
 - 各システム(プラットフォーム)間の競争が激化する？
 - 利用者が複数のシステム(プラットフォーム)と契約する・習熟する負担の問題



出典：
ESCAP/ICC DSI
Cross Border
Paperless Trade
Database
MLETR Tracker

ご清聴ありがとうございました

池山明義

akiyoshi.ikeyama@abesakata.com